

○佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例施行規則

平成16年4月1日
規則第219号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例(平成16年佐渡市条例第317号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表示条件)

第2条 登録商標は、その用途が商品の場合は、市が分水した佐渡海洋深層水を用いた商品(以下「佐渡海洋深層水商品」という。)で、かつ、製造者氏名又は販売者氏名が明記されている商品でなければ表示してはならない。

2 登録商標は、その用途が役務の場合は、市が分水した佐渡海洋深層水を用いた役務でなければ表示してはならない。

3 登録商標は、佐渡海洋深層水商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。

4 登録商標は、佐渡海洋深層水、佐渡海洋深層水商品又は佐渡海洋深層水を用いた役務の宣伝のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等に表示することができる。

(平19規則17・一部改正)

(表示方法)

第3条 登録商標はシールに印刷し、佐渡海洋深層水商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

2 登録商標は、佐渡海洋深層水商品の包装容器又は包装紙に直接印刷することができる。

(登録商標の使用の範囲)

第4条 条例別表第2で定める個々の指定商品及び指定役務は、商標法施行規則(昭和35年通商産業省令第13号)第6条の規定による。

(平19規則17・一部改正)

(使用申請及び使用許可)

第5条 条例第4条の規定により、登録商標の使用許可を受けようとする者は、佐渡海洋深層水ブランド使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、佐渡海洋深層水ブランド使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)の交付を受けなければならない。

(使用許可の変更)

第6条 登録商標の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項に変更を生じるときは、佐渡海洋深層水ブランド使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出し、改めて使用許可書の交付を受けなければならない。

(使用許可の中止)

第7条 使用者が使用を中止しようとするときは、佐渡海洋深層水ブランド使用中止届(様式第4号)に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法規を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。

(2) 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に通知すること。

(3) 第三者との係争、審判、訴訟等について市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等についてはその都度両者協議して決定すること。

(4) 使用者は、登録商標を付した商品及び役務の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(5) 市から要請がある場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(平19規則17・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(平19規則17・全改)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

佐渡海洋深層水ブランド使用許可申請書

佐渡市長 様

住所
申請者
氏名 印
電話
FAX

下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

1 商品等

2 商標の区分

3 使用方法

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 分水許可番号

6 登録商標使用許可番号(更新申請の場合)

備考

1商品又は1役務ごとに申請書を作成すること。

添付書類

- 1 会社案内又はそれに準ずるもの
- 2 分水を受けた企業の分水許可書の写し
- 3 商品見本(商品発表後でも可)並びに商品及び役務の概要資料
- 4 成分表示をしている場合は、その分析表の写し

様式第2号(第5条関係)

(平19規則17・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

佐渡海洋深層水ブランド使用許可書
様

佐渡市長



下記のとおり使用を許可します。

記

1 使用許可番号

2 商品名等

3 商標の区分

4 使用方法

5 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

※許可条件

- 1 登録商標は、佐渡海洋深層水を用いた商品及び役務に使用すること。
- 2 登録商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- 3 登録商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、佐渡海洋深層水ブランド使用許可変更申請書を市長に提出すること。
- 4 登録商標の使用を中止する場合は、佐渡海洋深層水ブランド使用中止届を市長に提出すること。

様式第3号(第6条関係)

(平19規則17・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

佐渡市長 佐渡海洋深層水ブランド使用許可変更申請書
様

住所
申請者
氏名
電話
FAX



下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

1 使用許可番号

2 商品名等

3 商標の区分

4 変更事項

変更前：

変更後：

5 変更理由

様式第4号(第7条関係)

(平19規則17・一部改正)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

佐渡市長 様 佐渡海洋深層水ブランド使用中止届

住所
申請者
氏名
電話
FAX



下記のとおり登録商標の使用を中止したいので、届け出ます。

記

- 1 使用許可番号
- 2 商品名等
- 3 商標の区分
- 4 中止の理由